

岩手県告示第620号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、県営下矢作地区（越戸内工区、金平工区、小嶋部工区及び大嶋部工区）土地改良事業（陸前高田市）に係る換地処分をした。

平成27年7月28日

岩手県知事 達 増 拓 也